

-
- 法人名 : (株) 関西電力
 - 部 署 : 経理室
 - 役 職 :
 - 名 前 : 藤原伸也
-

■コメント:

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、注記を省略可能とし、企業に選択の余地を設けられたことについては、実務負担の軽減に配慮されており好ましいと考える。

時価の算定について、重要性がある場合、原則的方法によることとされており、観察可能な市場価格に基づく価額あるいは市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額を時価とすることができる（適用指針（案）11）とあるが、実務負担やコスト負担を考慮し、適用指針（案）31項に記載されている容易に入手できる評価額や指標についても適用可能とされたい。

開示対象には、賃貸等不動産の概要、貸借対照表計上額及び期中変動、時価及びその算定方法、当該不動産に関する損益が含まれている。このうち損益については、実務負担を考慮し、賃貸等不動産の損益の総額に損益計算書上における重要性が乏しい場合には、注記を省略可能とされたい。
